

日行連発第203号
令和元年5月29日

各単位会長 殿

日本行政書士会連合会
会長 遠田 和夫
申請取次行政書士管理委員会
委員長 吉松 昌晃

取次行政書士に係る届出済証明書の更新手続に関する変更について

従来、申請取次行政書士が届出済証明書更新の申出を行う場合について、届出済証明書の有効期間（3年）に1回以上の実務研修の受講を必要として「申請取次事務処理の手引き」等にてご案内をしてまいりましたが今般、制度の公平性等に鑑み下記「3」のとおり同手引における修了証に係る表現を変更することとしましたので、ご連絡いたします。

今後は、下記のとおり、所定の研修を受講するよう、周知方にご協力をお願いいたします。なお、本件変更に係る経緯につきましては別紙参照のうえご確認くださいませよう併せてお願いいたします。

また、現在日行連申取委員会では、本件を含めて『申請取次事務処理の手引き』の改訂作業をしているところです。改訂作業が終了次第、各単位会へ通知させていただくこととしておりますが、当面の間、届出手続き等にかかる書類中の年号や宛名につきましては適宜修正の上ご利用いただきますよう重ねてお願いいたします。

記

1. 適用開始時期：平成31年4月26日（金）
2. 本変更の概要：届出済証明書の有効期間が3年未満の会員（外国籍の会員の一部）に変更後の取り扱いをお知らせする。
3. 変更した表現：

【従来】

- ・更新希望会員は、所持する届出済証明書の有効期間内に、日行連が主催する行政書士申請取次実務研修会を、1回以上受講し、実務研修会修了証を取得すること。
- ・届出済証明書の有効期間は3年間。証明書発行の日の3年後の当月末。

【変更後】

- ・更新希望会員は、届出済証明書の有効期限から遡り3年間に日行連が主催する行政書士申請取次実務研修会を、1回以上受講し、実務研修会修了証を取得すること。
- ・実務研修修了証は、交付日から3年以内に有効期限が到来する届出済証明書の更新手続に使用することができる。

以上

別紙

-補足事項-

届出済証明書の有効期間は多くの場合3年間となっているため、その場合については従来の取扱いと変わら変更はありません。届出済証明書の有効期間が3年未満になる方（例：証明書交付時から3年以内に在留期限の到来する外国人会員等）についての取扱いについて明確化するための表現の変更です。なお、事務研修（新規用研修）の修了証をもって更新ができる取扱いはしません。

新規の届出後、短期間で届出済証明書有効期間が満了する場合には、その期間内に実務研修を受講することが必要となりますので、該当する会員へは交付の際にその旨の指導をお願いします。